

質問第三六号

岸田文雄内閣総理大臣の発言にある「新自由主義」、「新しい資本主義」という言葉の定義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年十二月二十日

浜田 聡

参議院議長 山東昭子 殿

岸田文雄内閣総理大臣の発言にある「新自由主義」、「新しい資本主義」という言葉の定義に

関する質問主意書

令和三年九月二十九日、自由民主党総裁選で岸田文雄氏が自民党総裁となった。その後の国会での内閣総理大臣指名選挙において、岸田文雄氏が内閣総理大臣となり現在に至る。岸田文雄氏は総裁選から現在に至るまで、新自由主義からの転換を図る、新しい資本主義を目指す、という旨の発言を繰り返している。何度も繰り返し発言されている言葉ではあるが、私にとってはこれらの言葉の意味があいまいに思える。総理の言葉を受け止める国民にとって、岸田内閣の政策を評価する際に、これらの言葉の意味があいまいであるのは望ましいことではなく、しっかりと定義されるべきと考える。そこで以下、質問する。

一 新自由主義とは何か、その定義を伺う。

二 新しい資本主義とは何か、その定義を伺う。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁された。

右質問する。